

さくらインターネット株式会社における不正取引業者に対する処分方針規程

制 定 日	2026 年 9 月 10 日
施 行 日	2026 年 9 月 10 日
版 番 号	初版

さくらインターネット株式会社

目 次

第1条	目的
第2条	処分の対象となる不正行為
第3条	取引停止の期間基準等
第4条	弁明の機会の付与および通知
第5条	取引停止措置の解除等
第6条	損害賠償及び返還請求
第7条	処分の公表

附則

(目 的)

第1条 この規程は、さくらインターネット株式会社（以下「会社」という。）における公的研究費等の適正な運営及び管理に資するため、契約相手方（以下「業者」という。）が不正な取引に関与した場合における取引停止等の処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

(処分の対象となる不正行為)

第2条 この規程において「不正な取引」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 預け金（架空の請求書等により経費を支払い、業者に資金を管理させる行為）
- (2) 差替え（特定の物品の購入を装い、実際には異なる物品を納品させる行為）
- (3) 架空発注（納品の事実がないにもかかわらず、代金を請求・受領する行為）
- (4) その他、会社の規程に違反し、または不当な利益を得る目的で行われた一切の虚偽取引

(取引停止の期間基準等)

第3条 最高管理責任者（「公的研究費の適正な運営・管理に関する規程」において定める最高管理責任者）は、業者が不正な取引に関与したと認めるときは、当該業者の悪質性、被害金額、組織的関与の有無、社会的影響等を勘案し、次の各号の基準に基づき期間を定めて取引停止の処分を行う。ただし、事案が軽微な場合には、取引停止に代えて嚴重注意にとどめることができる。

(1) 【重い処分：1年以上3年以内】

- 組織的または常習的に不正な取引を行っていた場合
- 当社の役職員または研究者等に対し、不正な取引を主導的に提案し、または不正のスキームを構築するなど、主体的かつ積極的に関与した場合
- 調査に対して虚偽の報告を行い、または証拠隠滅を図った場合

(2) 【中程度の処分：6ヶ月以上1年未満】

- 当社の役職員または研究者等からの要求を拒絶できず、受動的に不正な取引に関与した場合
- 不正の規模または被害金額が比較的少額である場合

(3) 【軽い処分：1ヶ月以上6ヶ月未満】

- 業者の従業員が単独で行った不正であり、かつ業者が速やかに自発的通報及び調査協力を行った場合

2 最高管理責任者は、前項各号の期間を定めるにあたり、次に掲げる事由があるときは、期間を加重し、または軽減することができる。ただし、加重する場合であっても、取引停止の期間は3年を超えないものとする。

(1) 加重事由：過去に取引停止の処分を受けたことがある場合、当社の調査に協力しない場合その他悪質と認められる事情がある場合

(2) 軽減事由：業者が自主的に不正を是正し、または損害の回復に努めた場合その他斟酌すべき事情がある場合

3 本条第1項のいずれの区分にも該当しない不正な取引については、最高管理責任者が、当該事案の内容および本条第1項の基準に照らして、相当と認める期間の取引停止の処分を行うことができる。

4 取引停止の期間は、次条に定める通知が業者に到達した日から起算する。

5 取引停止の処分は、原則として新規の発注を停止するものとする。ただし、既に締結された契約については、当該不正な取引の内容および契約の履行状況等を勘案し、最高管理責任者が契約の解除その他必要な措置を講じることができる。

(弁明の機会の付与および通知)

第4条 最高管理責任者は、前条の取引停止の処分を行おうとするときは、あらかじめ、当該業者に対し、処分の内容および理由を示したうえで、相当の期間を定めて弁明の機会を付与するものとする。ただし、業者の所在が不明である場合その他弁明の機会を付与することが困難な特段の事情があるときは、この限りでない。

2 最高管理責任者は、取引停止の処分を決定したときは、当該業者に対し、処分の内容、理由および期間を書面により通知するものとする。

(取引停止措置の解除等)

第5条 最高管理責任者は、取引停止の期間中であっても、当該業者が不正の再発防止措置を講じたと認める場合その他相当の理由があると認める場合には、取引停止の期間を短縮し、または処分を解除することができる。

(損害賠償及び返還請求)

第6条 会社は、不正な取引により損害を被ったときは、当該業者に対し、不正にかかる支給金の返還、及び加算金等の損害賠償を請求するものとする。

(処分の公表)

第7条 最高管理責任者は、本方針に基づき取引停止の処分を行ったときは、本規程第4条に定める手続を経たうえで、当該業者の名称、処分内容、及び処分の理由について、会社のウェブサイト等を通じて外部に公表するものとする。

附則

1 本規程は、2026年9月10日に制定し、同日より施行する。